

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業等の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年4月2日

京都市長 門川大作

1 図書の写しの概要

(1) 施行者の名称

京都市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業
阪急電鉄京都線

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・3・128号 久世北茶屋線

3・5・116号 山陰街道

8・7・15号 阪急西側道

(3) 事業施行期間

平成19年2月2日から平成29年3月31日まで

(4) 事業地

変更なし

2 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局道路建設部道路建設課

(2) 縦覧期間

平成27年4月2日から平成29年3月31日まで

（ただし、京都市の休日を定める条例に規定する休日は除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（建設局道路建設部道路建設課）